

質問（15 条関連）

RC 規準では、柱梁接合部の帯筋比が 0.2%以上という規定になっていますが、「鉄筋コンクリート造建物の靱性保証型耐震設計指針・同解説」（以下、「靱性保証型指針」と略）では、0.3%以上という規定になっています。この相違は、将来的には一本化されていくという認識で宜しいのでしょうか？

（JSCA 中部支部 RC 分科会）

回答

RC 規準は、靱性保証型指針で対象とする梁降伏型のフレーム構造だけでなく、強度型の架構も含む様々な構造を対象としていますので、柱梁接合部を「柱の一部」として扱い、柱の帯筋比と同じ 0.2%以上と規定しています。

一方、靱性保証型指針では、柱・梁より先行して柱梁接合部が破壊せずに、架構としての靱性を確保することが求められています。靱性保証型指針の式（解 8.3.8）によれば、柱梁接合部の帯筋比が 0.3%の場合は、せん断余裕度が 1 であっても塑性率が $\mu = 2.2$ 程度となることから、その規定となっています。